

平成22年(行コ)第300号 公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件
控訴人 藤永知子 外18名
被控訴人 埼玉県知事 外4名

証拠説明書

平成25年 6月28日

東京高等裁判所第24民事部口S係 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関口幸男



| 号証 | 標目 | 作成年月 | 作成者 | 立証趣旨 |
|--------------|------------------------------------|--------------|---------------|---|
| 乙第169号 | 水道施設設計指針 (2000年版)抜粋 (13~15頁) | 写し H12.03.31 | 社団法人日本水道協会 | 水道施設整備計画の策定にあたっては、国や自治体が策定する長期的な地域・社会整備方針などの上位計画との整合を図りつつ、長期間の計画とする必要があり、埼玉県においても長期計画に基づいた需要予測を適宜行っていることを示すもの |
| 乙第170号 | 埼玉県営水道事業評価実施要綱 | 写し H16.10.20 | 埼玉県企業局 | 埼玉県営水道事業について、厚生労働省の評価実施要領に基づき、事業再評価を行ったことを示すもの |
| 乙第171号 | 埼玉県営水道事業評価委員会設置要綱 | 写し H16.10.20 | 埼玉県企業局 | 埼玉県営水道事業評価実施要綱に基づき、平成16年度に評価委員会を設置して、事業再評価を行ったことを示すもの |
| 乙第172号 の1 | 埼玉県営水道事業の再評価 | 写し H17.01 | 埼玉県企業局 水道部 | 埼玉県営水道事業について、厚生労働省の評価実施要領に基づき、平成17年1月に事業再評価を行ったことを示すもの |

| 号 証 | 標 目 | 作 成 年 月 | 作 成 者 | 立 証 趣 旨 |
|---------------|---|-----------------------|--------------------------------------|--|
| 乙第172号 の 2 | 「埼玉県営水道事 業の再評価」に關 する意見書 | 写し H17. 01. 31 | 埼玉県営水道事 業評価委員会 (埼玉県企業局 水道部) | 埼玉県営水道における 「水道水源開発施設整備事 業」及び「水道広域化施設 整備事業」の継続は適切で ある旨の意見が、評価委員 会から提出されたことを示 すもの |
| 乙第173号 の 1 | 事業評価書概要 | 写し H21. 10 | 埼玉県企業局 | 埼玉県営水道事業につ いて、厚生労働省の評価実施 要領に基づき、平成21年 度に事業再評価を行ったこ とを示すもの |
| 乙第173号 の 2 | 埼玉県営水道事業 評価委員会の意見 書 | 写し H22. 02. 01 | 埼玉県企業局 | 埼玉県水道用水供給事業 事業における「水道水源開 発施設整備事業(八ッ場ダ ム)」などの継続は妥当で ある旨の総括意見が、評価 委員会から提出されたこと を示すもの |
| 乙第174号 | 平成24年度第3 回利根川水系渇水 対策連絡協議会幹 事会(臨時)の開 催結果について 記者発表資料 | 写し H24. 09. 07 | 国土交通省関東 地方整備局 | 暫定水利権が安定水利権 に比べ、差をつけて取水制 限を実施することになった ことを示すもの |
| 乙第175号 | 利根川水系の取水 制限を全面解除 記者発表資料 | 写し H24. 10. 03 | 国土交通省関東 地方整備局 | 平成24年9月11日 に開始した取水制限につ いて、9月24日から一時的 に取水制限を緩和してい たが、9月30日からの台風 の降雨に伴い、10月3日 10時をもって全面解除し たことを示すもの |